

監査結果公表第8－3号

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置等の内容を次のとおり公表します。

令和8年8月28日

八尾市監査委員	浅	川	昌	孝
同	木	虎	孝	之
同	露	原	行	隆
同	吉	村	拓	哉

記

1 措置の内容の通知

令和7年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

令和8年8月13日付け八人人第906号

公益財団法人八尾市国際交流センター

令和8年8月13日付け八教教政第747-2号

八尾市学校給食会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和7年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

公益財団法人八尾市国際交流センター

指 摘 事 項	R8.6.30 までに講じた措置又は改善方針等	
1 経理事務について	措置状況	措置済
公益財団法人八尾市国際交流センター財務会計規程では、会計責任者と経理責任者は別の者を充てることになっているが、令和6年度において会計責任者と経理責任者を同一人が兼務し、別の者が指名されていなかったの で、適正な事務処理に改められたい。		令和8年4月1日付で会計責任者を廃止し、実態に即した規定に改正しました。

八尾市学校給食会

指 摘 事 項	R8. 6. 30 までに講じた措置又は改善方針等
1 八尾市学校給食会食材等補助金に関する事務について 本給食会は、市から、学校給食に係る食材費等を補助対象経費とする八尾市学校給食会食材等補助金の交付を受けているが、その交付等に関する手続や業務の実施において次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。 (1) 市に補助金の交付申請や実績報告等をする際に、本給食会において決裁手続が行われていない。	措置状況 3. 検討中 本給食会における市に補助金の交付申請及び実績報告等をする際の決裁手続の整備に向けて、運用方法も含めて検討しています。
(2) 市に補助金交付申請書や補助金実績報告書を提出する際に、八尾市補助金交付規則や八尾市学校給食会食材等補助金交付要綱に基づき添付すべき書類の一部を添付していない。	措置状況 2. 措置予定 市に補助金交付申請書を提出する際は、八尾市補助金交付規則や八尾市学校給食会食材等補助金交付要綱に基づき添付すべき書類を添付するよう改めました。 また、補助金実績報告書についても、令和8年度分から、規則や要綱に基づき添付すべき書類を添付して提出するよう改める予定です。
(3) 本給食会が行う食材等の調達に関する入札の実施や契約の締結等に係る起案文書に、決裁者等として本市教育委員会事務局における職を表示している。	措置状況 3. 検討中 本給食会が行う食材等の調達に関する入札の実施や契約の締結等に係る起案文書について、決裁者等がその者の本給食会における職を表示して決裁できるよう、必要な対応を検討しています。
(4) 食材等の調達に関する入札の実施や契約の締結、代金の支出の決定等に係る決裁者の区分が定められていない。	措置状況 3. 検討中 食材等の調達に関する入札の実施や契約の締結、代金の支出の決定等に係る決裁者の区分を整理するよう検討しています。
(5) 本給食会の事務局職員については、本市教育委員会事務局学務給食課の職員から本会の事務局長が指名するよう八尾市学校給食会会則に定められているが、指名に係る手続が行われていない。	措置状況 1. 措置済 事務局職員の指名に係る手続を定め、本会事務局長が当該手続により本市教育委員会事務局学務給食課の職員の中から指名するよう改めました。